

公用車の貸し出しについて

鳴門市社会福祉協議会

本会では、会員や地域のために活動する団体の皆さんが実施する地域福祉活動を支援するため、以下のとおり公用車の貸し出し事業を行っています。
貸し出す車両や条件などは以下のとおりです。

○貸出車両

10人乗りワゴン車（トヨタハイエース）
※車いす対応車両ではありません。

○貸出し対象団体

本会会員団体（地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、
老人クラブ、福祉施設など）
地域福祉推進を目的とした団体（自治振興会、自主防災会など）

○貸出しの対象となる活動

研修会や会議への出席、催し物への参加、高齢者の外出や買い物の支援など地域福祉に関する活動。（原則として複数人での利用をお願いします。また、私的な旅行やレクリエーションなどは除きます）

○貸出しの期間等

平日の午前8時30分～午後5時15分の間で、日帰りに限ります。
（特別な事情がある場合はご相談ください）

○料金等

無料（ただし、燃料代、有料道路通行料などをご負担いただきます）

○保険等

対人、対物、搭乗者傷害の任意保険は加入済みです。
（乗車中以外のケガなどについては、ボランティア保険をご案内します）

○申し込み等

利用申込書に必要事項を記入して、利用を希望する日の1か月前から2営業日前までに、鳴門市社会福祉協議会までお申し込みください。



お問い合わせ・お申し込み先

鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2
社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会
TEL 088-685-7170
FAX 088-686-4059